

## 患者死亡の場合の届出

### 【質問】

診療中の患者が死亡した場合、医療機関側から警察に届け出る必要があるかどうかについて、どのように判断したらよいでしょうか。

### 【回答】

医師法 21 条は、「医師は、死体又は妊娠 4 月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」と規定しています。

この規定の趣旨は、もともと、たとえば医療機関外部で傷害事件や事故があつてその被害者が患者として病院に搬送され死亡した場合に、医師が届け出ることによって警察に犯罪捜査の機会を与えるという点にあつたものですが、今日では医療機関内部で患者が「異状死」した場合でもこの規定の適用があることはほぼ争いはないと思われまふ。

そこで、診療中の患者が死亡したときに、医療機関や医師はどのようなケースを「異状死」として警察に届け出るべきかが問題となります。

「異状死」の「異状」性は、一般に法医学的な意味での異状性をいうと解されていますが、事件、事故による死亡の場合のみならず、診療中の入院患者であつても診療中の傷病以外の原因で死亡した疑いのある異状が認められる場合も異状に当たり、したがつて医療過誤等によつて通常の診療経過に沿わない状況で死亡に至つた場合も異状に当たると考えるべきでしょう。

なお、厚生省は、平成 12 年 8 月に国立病院等における医療事故の発生防止、事故発生時の対応についてのマニュアル作成の指針となる「リスクマネジメントマニュアル作成指針」を発表した際、同指針中で、患者が医療過誤によつて死亡等した場合には施設の長がすみやかに所轄警察署に届出を行うべきであるとし、その注意書き部分に医師法 21 条を掲記しています。

警察に届出をする場合、医療機関側の判断ですので、届出につき患者側の承諾は不要ですが、患者側のプライバシーにも関わるものですから、予め事情を説明して理

解を得ておくのが望ましいといえます。

逆に、医療機関が異状性がないと判断する場合には医師法 21 条の適用はなく、警察への届出の必要はないこととなります。届出をしない場合には、後日外部からなぜ届出をしなかったのかといわれたときに医療機関側として十分な根拠を示すことができるようにしておくことが重要です。もちろん、医療機関側の異状性がないとの判断自体が誤っていれば医師法 21 条に違反することになりますから慎重な検討を要します。

医師法 21 条についての解釈を示した裁判例として**最高裁平成 16 年 4 月 13 日判決**があります。

事案の経緯は、都立病院で、看護師が、患者への点滴の際、生理食塩水と消毒液を間違えて注入し、患者を死亡させる事件が発生し、当時同病院の院長であった被告が、当該患者の死体を検案した担当医と共謀して、前記届出義務を果たさなかったことから医師法 21 条違反の罪で起訴されたというものです。

被告側は、

- 1、そもそも、医師法 21 条にいう死体の「検案」というのは、医師が、当該死体に死後初めて接して検分することをいうのであって、本件担当医の検分のように、生前に患者であった者について死後検分することは、同条の「検案」に当たらない。
- 2、仮に、生前患者であった者に対して行う死後の検分が「検案」に当たるとしても、担当医は、看護師の点滴ミスについて、自らも監督者等として業務上過失致死等の刑事責任を負うおそれのある立場にあったのであり、このような者にも警察への届出義務を課することは、憲法 38 条 1 項の保障する自己負罪拒否特権を侵害することになる。

として無罪を主張しました。

これに対し、上記最高裁判決は、

第 1 点につき、医師法 21 条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない。

第2点については、死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、医師法21条の届出義務を負うとすることは、憲法38条1項に違反しないと判示して、被告側の主張を退け有罪としたものです。